

新成長ビジネス育成資金（特別融資）

広島市では、市の経済成長のけん引に寄与する「エコビジネス」、「観光ビジネス」、「医療・福祉関連ビジネス」、「都市型サービスビジネス」を営む市内中小企業者の皆様を支援するため、「新成長ビジネス育成資金（特別融資）」を設けています。

※暴力団、暴力団員及びそれらと密接な関係を有している方は、ご利用できません。

ご 利 用 いただける方	<p>市内に事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合で、市の経済成長のけん引に寄与する「エコビジネス」、「観光ビジネス」、「医療・福祉関連ビジネス」、「都市型サービスビジネス」を営んでいるもの又は営もうとするもの</p> <p>(1) 「エコビジネス」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 公害防止装置、省資源・省エネのための設備、環境負荷を低減させる装置の製造 イ 低公害車、廃棄物リサイクル、省エネ型商品、リサイクル商品など環境負荷の少ない製品・商品の販売 ウ 環境アセスメント、廃棄物処理等、環境保全に資するサービスの提供 エ 省エネ・省資源型システム、屋上・壁面緑化等の社会基盤の整備 <p>(2) 「観光ビジネス」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 観光ホテル、旅館等の宿泊業 イ 観光情報を発信する旅行業・サービス業、旅行業者代理業、自動車等賃貸業 ウ 観光バス、観光タクシーなど観光地まで移動する交通手段としての運輸業 エ 広島名産品・観光土産品（ザ・広島ブランド、BUYひろしまキャンペーン、いい店ひろしま顕彰等）などの製造及び販売 オ 観光飲食業（外国語のメニューで対応している店等） <p>(3) 「医療・福祉関連ビジネス」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 医療業、医療関連業 イ 介護、ヘルスケア産業、高齢者支援事業 ウ 医療機器等の製造及び販売 エ 医療機関・介護事業所等に労働者の紹介・派遣を行うサービス オ 電子カルテ等の医療機関向けシステムの導入支援等を行うサービス <p>(4) 「都市型サービスビジネス」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア マーケティングサービス 販路開拓、市場調査、WEBマーケティング、広告、顧客管理、プロモーション等 イ 経営サービス 経営コンサルティング、法務・財務・税務等、リスク管理、知財管理等 ウ 技術サービス デザイン、設計・エンジニアリング、ソフトウェア作成、インターネット付随サービス、研究・開発支援、製品・技術の評価・試験等 エ その他のサービス 人材サービス、総務・福利厚生サービス、情報サービス、教育・学習支援・児童保育サービス、危機管理サービス、文化・芸術サービス等
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	8,000万円以内
融資期間	10年以内（うち据置1年以内）
融資利率	年1.2%以下

信用保証	原則として保証付き（保証料率は保証協会の定めによる。）
担保及び保証人	取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。
取扱金融機関	商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合
融資手続等	<p>次の書類を添付して、上記取扱金融機関へ申込をしてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「新成長ビジネス育成資金承認申請書」2部 2 法人・個人：市内における事業活動の実態が確認できる登記や納税証明書等 組合：定款 3 最近の1期分の決算書又は確定申告書の写し 4 許認可証等の写し（許認可等を要する業種のみ） 5 設備資金の借入の場合、見積書等使途・金額がわかるもの 6 対象ビジネスを営んでいることを確認する書類（事業計画書、パンフレット、ホームページの写し等） 7 「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」 <p>その他の必要書類については、取扱金融機関等の指示に従ってください。</p>
問い合わせ先	<p>広島市経済観光局産業振興部産業立地推進課 ☎（082）504-2241 （公財）広島市産業振興センター-中小企業支援センター ☎（082）278-8032</p>

※融資の決定に当たっては、金融機関及び保証協会の金融上の審査があります。